

千葉県銚子児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称	千葉県銚子児童相談所
施設長氏名	三田 茂男
③評価日程	
利用者調査	10月上旬～11月上旬
自己評価	10月上旬～11月上旬
訪問調査	2025年12月22日

④総評

【良い点】

○「援助の開始から終結まで、家庭や措置先を頻回に訪問して、丁寧な援助活動を行っている」
 児童福祉司や心理司は里親宅や措置施設、あるいは在宅指導家庭を訪問して、「顔の見える関係を大切にした援助」を心がけている。また、自立支援計画の見直し時期には、措置先で子どもの意向確認と援助者の意見を聞き取っている。新たに里親や施設措置を行う時も、事前説明や、見学、体験宿泊に立ち会い、措置直後はできるだけ頻回に様子を見に訪問をしている。丁寧な訪問活動の結果、事務所は常に空席が目につく。児童福祉司の活動実績でも訪問回数が多く、その援助姿勢から措置先や地域相談機関との信頼関係も厚くなっている。

【良い点】

○「各課を超えて職員相互に協力・連携する職場風土に加え、実務に直結する所内研修等を通して運営基盤の安定化に努めている」
 職員規模が小さく、かつ、ワンフロアの職員室で業務遂行するなかで、各課を超えて相互に情報共有しながら、日々協力・連携する場面も多いことが、働きやすい職場づくりにつながっている。実際にストレスチェック結果も良好で、時間外勤務も減少傾向がみられている。また、計画的に実施されている所内会議のテーマについても、実務に直結するものを多く用意し、適宜、一時保護所の職員も受講する等により、児童相談所の職員全体で具体的な業務についての理解を深め、運営基盤の安定化に努めている。

【更なる改善点】

●「業務の質の向上や効率化を一層推進していくために、定期的に業務点検するしくみを整備する等で、計画的に取り組んでいくことが期待される」
 業務の効率化に向けて、手書きによる文書作成からデータ入力への移行を促進したり、電話対応の記録についても音声データを交換する等の取り組みを進めている。一方で、定期的に業務手順を点検して見直したり、非効率と感じている領域を集中的に検討する機会が用意されていない状況がうかがえる。県全体の児童相談所のマニュアルの見直しも含め、計画性を持って業務の質の向上や効率化を推進していくことが期待される。

【更なる改善点】

●「管内の関係機関を含めて、さらなる力量の向上や支援体制の充実につなげていくことが望まれる」
 職員の専門知識・技能等の向上のため月1回、所内研修を実施しており、本年度の計画には、通告の受け方、措置費に関するお金の動き、児童福祉法28条・33条の手続き、コンプライアンス、一時保護所での支援、救命救急講習、家族関係支援、性的虐待案件の初期対応、面会通信制限、心理診断、司法審査等がテーマとして挙げられている。管内の要対協開催にあたりアンケートを取るなかで、困り事や研修の要望等についての意見を収集しており、困難ケースへの対応や担当者知識・経験不足も課題として挙げられている。今後はこれらの結果をふまえて研修計画等に反映させ、管内の関係機関を含めた力量の向上や支援体制の充実につなげていく取組にも期待したい。

実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s: 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

⑤第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（65項目）

評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】 子どもの特性や理解力等を考慮し、口頭だけでなく絵やホワイトボード等を用いたり、適宜、ツリーハウス等の手法も用いて説明している。日頃から職員間で実践例を共有したり、グループリーダーによる助言等を通して、専門的な技能によるインテークや面接が展開できるように努めている。	
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	a
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】 意見表明等支援事業も含め、アドボカシーに関する研修を通して職員の共通理解を深めている。また、アドボカイトを通して得られた子どもの意見について、年度途中から管理職だけでなく職員全体で共有するようにする等、所内で情報の透明性を一層高めている。	
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
[No. 11]子どもから聴取した意向や意見を記録している	○
[No. 12]児童相談所の職員以外の第三者が子どもの意見を聴く仕組みがある	○
【コメント】 子どもの意見聴取等措置に伴い、援助方針会議の前に必ず子どもの意見を聴取して記録に残すしくみが整備されたなかで進めている。また、援助方針会議の開催時に確認するとともに、検討後の記録にも子どもの意向等を着実に残している。	

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 13] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 14] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 15] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 16] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】	
子どもの意向を把握し、子どもにとって最善の策を選択することを目指して検討を行い、援助方針に反映している。そのため、子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合は想定されておらず、これまで児童福祉審議会の意見聴取が必要となるケースは発生していない。	

評価項目（7項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	a
[No. 17] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 18] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	○
[No. 19] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	△
[No. 20] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○
【コメント】	
人事異動や採用活動を通して、児童相談所の運営に必要な職員の確保に努めている。なお、弁護士については、アドバイザー制度を活用して、電話等で相談できる他、2か月から3か月に1回程の頻度で援助方針会議に加わっている一方、法的判断が必要なケースも一定数あるため、今後、援助方針会議に出席する頻度を増やしていくことが期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 21] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 22] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 23] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 24] 職員間での情報共有が図られている	○
【コメント】	
基本的に一つのケースについて複数の職員で対応しており、経験年数が浅い職員や困難ケースについてはグループリーダーや課長が同席しながら進めており、職員の安心感にもつながっている。職員が一つのフロアで業務遂行する状況のなかで、日頃から直接情報交換しながら、適切な判断や対応ができるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	a
[No. 25] 適正な就業状況が確保されている	○
[No. 26] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No. 27] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	○
【コメント】	
働きやすい職場づくりとして、数年前まで時間外勤務が多かったことを改めるため、適宜、時間内での業務終了を呼び掛ける等の成果により、時間外勤務が減少傾向となっている。また、ストレスチェック結果についても全国平均よりも良好な状況となっている。その理由として、役職や立場、部署を超えて日頃から気軽に相談できる職場風土となっていることが挙げられる。	

○職員の資質向上・業務改善

	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	a
[No. 28] 業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 29] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	○
[No. 30] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】	
業務の効率化に向けて、手書きによる文書作成からデータ入力による記録作成を促進したり、電話対応記録のIT化にも着手している。一方で、会議について資料の作成方法や実施方法の効率化や、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の定期的な見直し等について、今後、業務改善が図られる予定となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	b
[No. 31] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 32] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 33] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	△
[No. 34] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	○
【コメント】	
年度初めに、所内研修の一覧表を作成し、それぞれ実施日とテーマ、講師を決めて計画的に学びの機会を用意している。各職員が習得している専門的な知識や技術について、一時保護所の職員が参加する場合も含め、児童相談所全体で共有することにより、質の向上を目指している。一方、実際に専門性を習得したかの確認は、人事評価制度上の面談の機会に一部把握しているが、今後、スキルを確認する方法の確立が望まれる。	

○情報管理に関する事項

	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	a
[No. 35]情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 36]個人情報の保護・管理が適切に行われている	○
【コメント】	
職員に個人情報の適切な取り扱いについて注意喚起する機会として、所内研修でコンプライアンスをテーマにした研修があり、個人情報誤送付関係の具体的な事例を示しながら、ミスを防ぐ方法も含めて説明し、意識が高まるように取り組んでいる。また、児童記録のファイルについては、部外者に持ち出されないよう、鍵のかかる書庫等で管理している。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	b
[No. 37]児童記録票の作成型態や管理方法は適切である	○
[No. 38]児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
[No. 39]児童記録票について、所内での決裁を得ている	△
[No. 40]児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
児童記録票の作成・管理方法について、新任職員研修等で説明し、適切に記録が蓄積されるように取り組んでいる。なお、所定のフォーマットや関連する書類以外に、職員が書き留めたメモ等も児童記録票に綴られている状況がうかがえるため、改めて保管対象となる情報の範囲等について、職員間で共有していくことが期待される。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

	第三者 評価結果
【評価項目12】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 41]適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 42]障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】	
所で相談を受け付けるための相談室等が1階と2階に複数用意されており、身体に障害のある相談者については1階で対応する等、取り組んでいる。日本語が十分でない相談者に対しては、児童家庭支援センターに通訳を依頼したり、公用スマホで翻訳アプリを活用する等で対応している。	

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 43] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 44] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 45] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】	
インテークやアセスメント等の流れに沿う形で、収集が必要な情報について、所定のフォーマットに項目を設定する等で明確にされたなかで、もれなく把握できるように取り組んでいる。また、子どもが関連する保育所や学校、さらには市町村や児童家庭支援センター等の関係機関から適宜、情報を入手している。	

○受理	第三者 評価結果
【評価項目14】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 46] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 47] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 48] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 49] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 50] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】	
職員室の一角に緊急受理会議を行うスペースを用意しており、所長をはじめ関係する職員が集まり検討している。その際に、モニターへ収集した情報を映して共有しながら、適切な判断となるように努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 51] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】	
通告受付票に基づき、受理会議前後の情報を取りまとめている他、所内研修でも一連の流れについて学ぶ機会を用意することで、各職員が必要な確認や手続き等を確実に遂行できるように取り組んでいる。また、休日・夜間については、輪番制で各課から1名の複数体制のもとで対応し、役職者が判断する流れで進めている。	

○子どもの安全確認・安全確保

	第三者 評価結果
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No. 52] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 53] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 54] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 55] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 56] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 57] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】	
48時間以内の安全確認に取り組むなかで、業務委託先が安全確認した後もすぐに職員が行いながら進めている。必要に応じて、出頭要求や立入調査等を行い、子どもの安全確認・確保のための迅速な対応に努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	a
[No. 58] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
【コメント】	
リスクアセスメント等を通して一時保護が必要と判断した子どもについて、すべて対応している。なお、知的障害のある子どもや乳児等については施設に一時保護委託している他、県内の他の一時保護所で定員超過により受け入れが難しい子どもを受け入れるケースもみられている。	

	第三者 評価結果
【評価項目18】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No. 59] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
【コメント】	
所定の通告受付票や初期調査報告票、出頭要求告知書等、子どもの安全確認・確保に関連する情報について、もれなく記録に残すためのフォーマットを用意し管理している。それらの情報に基づき、安全確認・安全確保の必要性や妥当性を検討・実施している。	

○調査・アセスメント

	第三者 評価結果
【評価項目19】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 60] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 61] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】	
緊急度アセスメントやリスクアセスメントについて、それぞれ作成時の留意事項等も含めてマニュアルに記載し標準化を図ることで、適切な調査結果が記録に残るように整えている。これらの調査結果に基づき援助方針会議を開催し、組織として必要な情報が把握されているか確認している。	

	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントが適切に行われているか	a
[No. 62] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 63] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 64] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 65] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	△
[No. 66] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】	
ジェノグラムの作成や各種アセスメントシートの活用等、子どもを取り巻く環境を把握するためのしくみを整えている。なお、市町村で行われるアセスメント結果について、所の見立てと相違が見られる場合には、連絡会や要保護児童対策地域協議会等の機会に調整し、適切なアセスメントとなるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 67] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	△
[No. 68] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 69] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 70] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】	
特定妊婦に対するアセスメントは市町村が中心に進めるなかで、適宜、情報を得ながら進めている。また、転居先や居所不明な子どもはほとんどいない状況となっており、ケースが発生した際にはC A情報の活用等を予定している。	

○援助方針の策定

	第三者 評価結果
【評価項目22】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 71]援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 72]総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 73]援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 74]援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
会議は毎週水曜日に、所長、主席、4課の課長職全員と、全所員が一堂に会して開催されている。援助方針が決まった提案、指導中の経過報告、一時保護児童の生活の様子や援助の方向性などが報告され、小規模児童相談所ならではのきめ細やかな情報の共有が図られている。検討された内容は援助方針会議録に記録されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	a
[No. 75]子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 76]援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 77]一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 78]市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 79]子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 80]児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 81]子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
相談受付け（新規受理）したら、児童福祉司による社会診断が行われ、必要に応じて児童心理司による心理診断と、一時保護児童は行動診断も含めて、総合的な判断で方針が決定されている。子どもの意向や保護者の意見を聞き取り、方針に反映する仕組みがある。子どもの最善の利益を優先に、家庭支援による在宅を基本として援助方針が検討されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 82] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 83] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 84] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 85] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】	
援助方針会議録では、リスクアセスメント、緊急度アセスメント、家族関係支援のためのアセスメントの項目に沿って調査結果が記入され提案となっている。そして、討議結果と選択理由が明記され、援助の見直し時期（2週間以内～3，6か月程度）を確認して、一連の援助過程が定められているため、ケースに応じた適切な判断ができています。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	a
[No. 86] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 88] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 90] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】	
委託、送致が妥当と判断したケースは事前にその理由説明を行い、送致後の支援内容を示して協力と合意を取っている。定例要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」と言う）開催の間に、3市とは2か月に1度、2町とは3か月に1度の連絡会を設けて、普段から相互に意見を言い合える関係を丁寧に構築している。	

○在宅指導

	第三者 評価結果
【評価項目26】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	a
[No. 91]在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 92]子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 93]複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】 助言指導、継続指導、児童福祉司指導措置等の在宅指導計画を立てて、援助方針会議で決定している。子どもを保護した段階から要対協を通じて関係機関とは情報の共有を図っている。在宅指導決定後は必ず個別ケース検討会議を関係機関と開催して、効果的な連携を図るように努めている。	

○進行管理・援助方針等の見直し

	第三者 評価結果
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 94]組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 95]養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
【コメント】 指導や措置を行っているケースの進行管理が昨年度まで徹底していない点が散見された。今年度は、進行管理台帳に基づいてグループリーダーを中心に進行管理を行って、ケースの進捗・変化の確認に努めている。調査中のケースは1～2か月に1回、グループリーダーが担当福祉司にケースの進捗状況を確認している。ケースによっては、援助方針会議に諮られ、組織全体で分析と情報共有をしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No. 96]一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】 子どもを保護した段階から要対協を通じて関係機関とは情報の共有を図っている。在宅指導方針、里親委託措置、施設入所措置等の決定後は必ず個別ケース検討会議を関係機関と開催して、お互いの役割を確認し、効果的な連携を図るように努めている。	

○管轄する児童相談所の変更

	第三者 評価結果
【評価項目29】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 97]居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 98]「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】	
子どもや保護者の居住実態と住民登録が異なる場合には、住民票の確認や、生活実態の調査を行った上で管轄を決めている。その場合でも、子どもの安心・安全と福祉を最優先に、管轄児童相談所間で十分な協議のうえで、柔軟に担当する児相を決めている。移管とするか情報提供とするかは、共通の一時保護のアセスメントシートを基準に決めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 99]援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 100]移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 101]児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 102]移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】	
情報提供かケース移管とするかを援助方針会議に提案してから手続きに入っている。移管は移管先に赴いて、関係者らと支援会議を開催して移管するようにしている。遠方の児童相談所間では、オンライン会議を活用している。管轄児童相談所の変更はリスクが伴うことがあるため、切れ目のない援助を心がけて丁寧に行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 103]情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 104]移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 105]移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
[No. 106]移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○
【コメント】	
移管元からの情報を元に緊急受理会議を速やかに開催して緊急性を判断している。緊急性の判断や支援のための情報が不足な場合は、移管元に確認を取ってから、所内の援助方針を決めている。移管後の1か月程度は移管元の援助方針に基づいて調査・援助を行い、再アセスメントを原則実施するようにしている。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目32】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	a
[No. 107] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 108] 措置先の選定は適切に行われている	△
[No. 109] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】 一時保護施設の行動診断、保護者と子どもの意向を確認した社会診断、心理診断、必要に応じて医学診断を総合的に判断して、措置先を決めている。家庭的養護を優先して検討しているが、委託可能な里親、ファミリーホームや児童養護施設等の受け入れ枠がなく、長期間の一時保護を余儀なくされる場合もある。	

	第三者 評価結果
【評価項目33】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 110] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 111] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 112] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】 援助の開始にあたっては、児童の情報、家族関係情報、活用できる社会資源などを措置先や関係機関に定められた書式で提供している。援助指針は当面の課題や、中長期支援方針をまとめ、支援者に説明して了解を得ている。少しでも子どもに不利益がないように努めている。自立支援計画は子どもや保護者の意向を反映させて立てている。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 113] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 114] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
【コメント】 新しい生活環境で子どもも、支援者もスムーズなスタートが切れるように、事前訪問面接、短期宿泊（体験入所）等を行って、子どもの気持ちを大切にしている。さらに、里親には児童相談所職員による「応援ミーティング」を通じて、子どもと支援者との関係性が深まるまで支援している。	

○社会的養護時における援助

	第三者 評価結果
【評価項目35】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	a
[No. 115] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 116] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
[No. 117] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
里親宅、施設共に措置直後はできるだけ頻回に訪問して、子どもや措置先が安心して生活できるように取り組んでいる。その後も年に一度は、自立支援計画を見直し、作成するために、夏休み頃に子どもの面接を兼ねて訪問して関係を深めるように努めている。里親の支援は子ども担当福祉司、心理司と共に、里親対応専門員が担っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目36】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 118] 定期的に援助方針の見直しを行っている	○
[No. 119] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】	
措置児童の援助方針の見直しは、半年に1回ケース進行管理会議を設けて、家庭復帰に向けたケースカンファを行っている。家庭復帰の可能性が低い措置児童については、措置先と共に社会的自立に向けた援助方針を具体的に検討して支援計画を見直ししている。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	a
[No. 120] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 121] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	○
【コメント】	
自立支援計画は半年に1回程度のモニタリングを行い、必要な見直しを実施している。モニタリングは措置先を訪問して、子どもに生活の様子や気持ちを確認しつつ、支援者と共に支援計画の見直しを話し合っている。子どもの意向確認と共に、保護者の意向も支援計画に反映するように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 122] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 123] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 124] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 125] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
面会通信制限について、所内研修のテーマとして取り上げた。子どもに及ぼす功罪や、制限や接近禁止命令に至らないように、ケースワークの専門性を高める学習をしている。事例としては数年前にあったが、現在は無い。発出に至る時は、顧問弁護士相談や、児童福祉審議会の活用を準備している。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No. 126] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 128] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
里親委託、施設入所の際に、「子どもの権利ノート」により意見表明の周知を図っている。権利ノートには担当児童福祉司名を記入し、常に子どものアドボケートを意識した働きかけを行っている。援助者等による権利侵害が疑われる場合（「被措置児童虐待」と定義）は、国のガイドラインに基づいて、本庁部門と連携した対応で権利擁護に努めている。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

	第三者 評価結果
【評価項目40】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 129]一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 130]他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】	
相談開始時点から、ケース評価台帳の「家族関係支援のためのアセスメントシート」で、①一時保護中、②措置中、③解除時の3回に家族関係のアセスメントを繰り返して家庭復帰のタイミングと社会的自立の判断を丁寧に行っている。千葉県と隣接する自治体に一時帰宅をする事例が多いため、直接出向いて相手児相との連携を図っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目41】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 131]施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 132]措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 133]措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 134]措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】	
終結の判断には、家族関係支援のためのアセスメントシートを活用したケースカンファレンスを定期的に繰り返し、児相としての方針を決めると共に、個別支援会議等を重ねて施設や関係機関の意見を聴取しながら進めている。地域と支援関係が築けない親には、当事者が参加した「応援ミーティング」を何回か重ねて、地域と顔の見える関係性ができてから判断する等、丁寧な援助を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 135]措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 136]措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】	
個別支援計画の評価、家庭復帰に向けたケースカンファレンスで抽出された措置解除後の支援は、要対協の個別支援会議で、支援する機関の役割分担を事前に確認している。市町のサービス支援に委ねるのが適当なケースは、送致を行っている。普段から措置先や地域との関係性を重んじたケースワークが解除後の連携に生かされている。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 137]虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 138]子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
[No. 139]子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】	
家庭復帰後も最低6か月程度は児童福祉司指導、継続指導の措置により見守っている。必要に応じて、その後は市町に送致して虐待の再発リスクに迅速に対応できるようにしている。18歳を迎えた子どもの在所期間延長は、子どもや保護者の意見、措置先の意見を聞いて、延長の期間と援助する内容を確認して実施している。	

○児童自立生活援助等

	第三者 評価結果
【評価項目44】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 140]児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 141]児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 142]児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】 支援の必要な子どもには児童自立生活援助について説明をし、意向を確認している。実施にあたっては、里親や施設の意見を参考として所内協議を経て援助方針会議で決定している。福祉司や心理司が定期的に子どもと面接を行い、自立度を確認しつつ、事業の実施者と連携して援助を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っているか	a
[No. 143]子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っている	○
【コメント】 対象の相談事例はない。一時保護中に18歳を迎えた子どもが居たが、意向に応じた保護を継続して、本人の意志による自立まで見守った。社会的養護経験者が措置解除後も引き続き援助を必要としている場合は、児童自立生活援助事業を紹介し、措置の時と同様に利用手続き等の案内を行って支援できる体制を取っている。	

評価項目（5項目）Ⅴ 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目46】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 144]家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 145]里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 146]里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 147]里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】 「千葉県里親等家庭養育運営要綱」等に沿って、里親認定登録・更新、委託等を実施している。里親担当職員を配置するとともに、NPO法人と連携して里親委託後のフォローアップ等を行う体制を構築している。また、本年度からは組織体制の変更により措置担当の支援班に里親担当ケアワーカーが配置されたことで、里親支援の体制が充実している。	

	第三者 評価結果
【評価項目47】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 148]里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】 里親に対し、希望受付、制度説明、インテーク、照会や家庭訪問、里親会議、所長面接、里親審議会等のプロセスを経て認定している。委託後の不調等を避けるためにできるだけ丁寧にケース説明を実施するよう留意し、里親と子どもとのマッチングについて2、3か月の期間を取りながら、慎重に進めている。里親候補の段階から県内里親会等の社会資源についても説明し、活用を勧めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 149] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 150] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 151] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 152] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】	
養子縁組の希望があった際には、所定の手続きに沿って適切な対応を図っている。子どもの将来を見越し、成長して親の情報を知りたいとなった際に情報提供を行って良いかどうか等も含めて予め親の同意を得るようにし、生い立ちの整理に備えて写真を受け取っておく等の準備をしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 153] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
養子縁組のケースに対しても家庭復帰する子どもと同様に、応援ミーティングの開催等により、地域生活を支えるためのバックアップ体制を築いている。養子縁組成立後、基本的に半年程度でNPO等に引継ぎ、児童相談所の関わりは終結するが、それ以降も相談があった際に対応できるよう、ケースファイルは永年保存している。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 154] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	○
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○
【コメント】	
管内に民間あっせん機関はないが、今後設置された場合や該当ケースが生じた場合には必要な連携等を実施する方針としている。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目51】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 156] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】	
インテークの技法や、ケースワーク上の面接技法等についての研修を実施し、保護者に対して専門的な対応ができるように取り組んでいる。面接時には虐待等の直接的な言葉を使わず言い換えたり、サインズ・オブ・セーフティー・アプローチの技法やホワイトボードを用いる等、保護者が心理的にも視覚的にも状況を理解しやすいように配慮している。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目52】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 157] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 158] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 159] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 160] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】	
保護者との初回面接では児童相談所の業務内容や今後の流れ等について丁寧な説明に留意し、保護者が見通しを持ち、安心できるように取り組んでいる。虐待ケース等では特に、適切な対策を取るためには何かあった時に話してもらえる関係性の構築が重要であるため、保護者の話を傾聴し、信頼関係を構築するよう努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目53】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 161] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 162] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】	
一時保護や措置にあたっては、決定に至った理由を保護者にきちんと説明するようにしている。安易に同意を取ったり、面会の条件として同意を求めるといったことを避け、児童相談所として心配している点を明確に伝え、保護者の理解を得られるように努めている。説明のうえで同意が得られない場合は一時保護状の訴求を行っている。	

○保護者に対する指導・支援

	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 163] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 164] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】	
在宅指導は計画に基づき、担当ケアワーカーに加えて必要に応じてグループライダー等も同席しながら進めている。進行管理のなかで支援内容の変更が議論された場合等に、必要に応じて計画の見直しを実施している。保護者が指導に従わないような場合や、保護者の特性等により一定の枠付けが必要な場合等には、書面を示したうえで児童福祉司指導に切り替えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目55】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 165] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 166] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】	
家庭養育推進の方針に則り、措置ケースで家庭引取が可能な場合にはカンファレンス等で状況を共有しながら指導・支援を進めている。一時保護中の子どもについては適宜子どもの意向を確認しながら、親子関係維持のための交流を支援しており、家庭引取が見込める場合には、引き取りに向けて必要な要素を安全プランに組み込み、子どもが納得したうえで帰宅できるように進めている。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目56】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 167] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 168] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】	
一時保護中で家庭引取の方針を立てているケースでは、個別支援会議のなかで役割分担を明確化している。関係機関に対しては要対協の場で、日頃から児童相談所の立場や役割について伝え、効果的な連携に向けて理解を得よう努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目57】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No. 169] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 170] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】	
実務者会議に加えて、関係する市町村および児童相談所による連絡会を実施しており、次の実務者会議を待つことなくケースに関する情報交換や役割分担の協議等を行う場として機能している。さらに、電話連絡や窓口訪問によるやり取り、面接への同席等により、担当者間の密な連携を図っている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	第三者 評価結果
【評価項目58】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	s
[No. 171]市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 172]市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】 市町村から事案送致の相談があった場合には、細かい支援方法等を市町村の担当者に伝え、一緒に訪問したうえで引継ぎを行っている。ケースによっては市町村と協議のうえで送致ではなく援助依頼の形を取り、バックアップ体制により支援を行うこともある。市町村の対応力のレベルアップを図ることも意図して対応している。	

	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 173]専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 174]児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 175]市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 176]子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】 「管内児童虐待対応部署研修・実習要綱」に則り、毎年1回、研修係が中心となって企画し、市町村との共同研修を実施している。昨年度は児童虐待対応と支援をテーマとし、本年度は原点に戻って役割分担の話を予定としており、市町村の担当者と共通認識を持てるように取り組んでいる。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援

	第三者 評価結果
【評価項目60】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No. 177] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 178] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 179] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
【コメント】 管内の要対協の開催にあたり、①日々の業務で困っていること、②研修で取り上げてほしいこと、③他の市町村に聞きたいこと、④その他（要望や意見等）についてアンケートを取り、結果を要対協の運営に反映させている。要対協にはグループリーダーおよび児童福祉司が必ず参加することに加え、必要に応じて児童福祉課長も参加している。	

	第三者 評価結果
【評価項目61】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 180] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 181] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】 児童虐待事例への円滑な対応のため、市町村との連携強化は重要であり、市町村の相談対応力の向上を目的に「管内児童虐待対応部署研修・実習要綱」に基づいた研修等を実施している。市町村からの電話での相談対応の際は、必要に応じて担当者とグループリーダーや課長、相談員が協議したうえで回答し、市町村が役割を果たせるように取組んでいる。	

○都道府県児童福祉審議会との連携

	第三者 評価結果
【評価項目62】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	a
[No. 182] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 183] 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	○
[No. 184] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
【コメント】 児童福祉審議会に意見聴取が必要なケースについては適切に進めている。福祉司指導のケース等では子どもに対しても、SOSの出し方も含めて説明し、本人の意向確認を重ねながら進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	a
[No. 185] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
【コメント】 児童福祉法28条に該当するケース等、児童相談所が児童福祉審議会に報告すべきものについては、所定の書式に基づいて資料を作成し、児童福祉審議会に報告している。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項

	第三者 評価結果
【評価項目64】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	a
[No. 186] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 187] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	○
[No. 188] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 189] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】	
<p>在宅支援においては、貧困や引きこもり等の課題に応じて、フードバンクや中核地域生活支援センター等と連携を図りながら支援している。ケースに応じて経済的支援や安否確認等を組み合わせ、多様な切り口での支援について役割を分担している。療育手帳発行の際には児童心理課が判定し、判定内容を適宜確認したうえで、所内会議を経て決定している。</p>	

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

○
△
×

評価基準

- s: 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a: よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b: 「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c: 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

s
a
b
c